

栃木市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定例監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定に基づき、結果の報告を次のとおり公表します。

令和3年10月5日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

- 1 監査の種類 定例監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の対象及び期間
 - (1) 総合政策部
総合政策課及びスポーツ連携室 秘書課 広報課
行財政改革推進課 情報システム課 国体推進課 危機管理課
令和3年5月7日から令和3年5月26日まで
 - (2) 地域振興部
地域政策課 大平地域づくり推進課 藤岡地域づくり推進課
都賀地域づくり推進課 西方地域づくり推進課
岩舟地域づくり推進課 蔵の街課 市民スポーツ課
渡良瀬遊水地課
令和3年5月7日から令和3年5月27日まで
 - (3) 消防本部
消防総務課 予防課 警防課 通信指令課
消防署
消防第1課 消防第2課
令和3年6月7日から令和3年6月28日まで

(4) 生活環境部

市民生活課 交通防犯課 保険年金課 環境課及び斎場整備室
クリーン推進課 人権・男女共同参画課
令和3年6月7日から令和3年6月29日まで

3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は適正かつ効率的・効果的であるか。経費節減に努めているか。
- (2) 入札等の手続は適正かつ適切に行われているか。競争性は確保されているか。また、契約事務は適正で契約内容に不備はないか。
- (3) 公有財産、物品等の管理は適切に行われているか。
- (4) 現金の取扱いがある部署において、その保管、管理等が適切に行われているか。また、現金取扱いのルール、チェック体制等の内部統制が有効に機能しているか。
- (5) ルールは守られているか。組織的なチェックが適切に行われているか。ミスを事前に発見する仕組みそのものに不備はないか。ルールは目的を果たしているか。
- (6) 各地域間でばらつきのある事務事業について、均衡のとれた制度、統一的な基準を検討しているか。

4 監査の実施内容

事務事業の執行について、あらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿類及び証ひょう書類の閲覧及び突合の手続により点検及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、質問を行うことにより実施した。

5 監査の結果

(1) 総合政策部

ア 総括

1から4に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、物品購入等業者選考委員会への付議に関する事その他軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で

注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(2) 地域振興部

ア 総括

1から4に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、4月1日から履行開始する契約の事務手続に関することその他軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

エ 要望

地域振興部では、各総合支所、各公民館等の多くの部署において、市税並びに各種の使用料及び手数料を窓口で受領、保管をしている。

このような公金の現金取扱いは、職員による不祥事が全国で後を絶たず、不正や事故が起こるリスクの高い業務であり、監査を実施した限りにおいては、複数の職員によるチェック、鍵のかかる金庫等に保管する等の管理体制を確認したところである。

ついては、不正や事故が起こらないような体制づくりを引き続き心掛けていただきたい。

その他要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(3) 消防本部及び消防署

ア 総括

1から4に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、物品購入契約に係る納入期限の変更に関する事その他軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(4) 生活環境部

ア 総括

1から4に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、4月1日から履行開始する契約の事務手続に関する事その他軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

6 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて次のとおり意見を提出する。

(1) 市有施設の浄化槽関連業務委託について

市有施設の浄化槽清掃業務委託及び浄化槽保守点検業務委託については、各施設所管課がそれぞれ契約の事務手続を行っているところ、随意契約の理由が適切ではないもの又は契約方法が適切ではないものが散見されている。

これらは、各施設所管課の担当者、専決者等が、栃木市一般廃棄物処理実施計画の内容や、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の趣旨を踏まえた協定書等に対する理解が不足していることが原因であるとともに、上記事実の周知不足も起因しており、所管するクリーン推進課において、契約の事務手続に必要なかつ十分な情報の周知が望まれる。

各施設所管課の浄化槽関連業務委託において適切な契約の事務手続を確保することに資するため意見するものであり、参考にされたい。

(生活環境部クリーン推進課)